

特定信書便事業の許可状の交付を行いました。

～今回の許可により、山口県内の「特定信書便事業者」が3者に！～



齊藤局長から許可状を交付

中国総合通信局(局長:齊藤一雅)は、平成26年2月26日(水)、中国総合通信局において、株式会社宇部興産総合サービス(代表取締役:村中正昭)から提出のあった特定信書便事業許可申請について、平成26年2月25日付けで許可を行い、許可状の交付を行いました。

許可状の交付後、齊藤局長から、「特定信書便事業に対する利用者のニーズに応え、より良いサービスを提供されることを期待する。」旨の激励があり、村中代表取締役から、「特定信書便事業者としての責任を適切に果たすとともに、事業の発展に努力する。」旨の発言がありました。

今回の許可により、中国地域の特定信書便事業者は34者(全国で414者)となりました。

【参入事業者の概要】

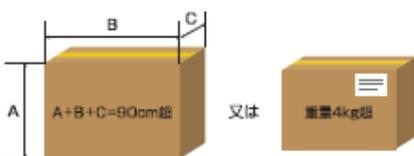
| 申請者 | 申請者の概要 | 役務の種類 | 提供区域 | 事業開始予定 |
|----------------------------------|---|--|------|---------------|
| 株式会社宇部興産総合サービス 代表取締役 村中 正昭 | 設立:昭和56年8月3日 住所:宇部市相生町8番地1号 資本金:4,000万円 事業:一般廃棄物処理業務 :警備業務 :園芸サービス業務 | 【1号役務】 90cm超え又は 4kg超の信書 便物を送達する役務 | 山口県 | 平成26年 4月1日 |



許可状の交付後に懇談

特定信書便事業の種類

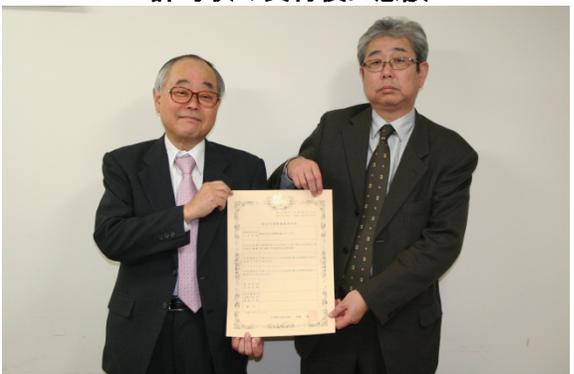
① (1号役務:大型信書便役務)
1通の長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達



② (2号役務:3時間役務)
信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達



③ (3号役務:高付加価値役務)
1通当たりの料金の額が1,000円を超える信書便物を送達



許可状を手にする村中代表取締役(左)と石津信書便管理者